

## 外部監事(定款第26条第3項)報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第31条第1項に基づき、定款第26条第3項に定める会員以外の監事に対して支払う報酬等(以下「報酬」という)について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、1回の会議等への出席につき税別30,000円とする。

(支給方法)

第3条 報酬は、原則として会議等への出席ごとに現金で支払うものとする。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、総会の議決によるものとする。

### 附 則

1. この規則は、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会の設立の登記の日から施行する。